学校法人菅原学園至誠館大学 ガバナンス・コードへの対応について

			小 項 目	本学の実施状況				
大項目	第1章	第1章 私立大学の自主性・自律性(特色ある運営)の尊重						
中項目	1 – 1	建学の理念	(1) 建学の理念	建学の理念を踏まえ、今後も教育・研究に努める。				
	1-2	教育と研究の目的(私立大学の使命)	(1) 建学の理念に基づく教育目的等	使命・目的を基本に取り組んでいる。				
			(2) 中期的(原則として5年以上)な計画の策定と実現に必要な取組みについて	8ヵ年(2018~2025)の中期計画を策定している。				
			(3) 私立大学の社会的責任等	ガバナンス・コードのとおり、努める。				
大項目	第2章	安定性・継続性(学校法人運営の基本)						
	2 – 1	理事会	(1) 理事会の役割	ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。				
	2-2	理事	(1) 理事の責務(役割・職務・監督責任)の明確化	ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。				
			(2) 学内理事の役割	ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。				
			(3) 外部理事の役割	ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。				
			(4) 理事への研修機会の提供と充実	ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。				
	2-3	監事	(1) 監事の責務(役割・職務範囲)について	ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。				
中項目			(2) 監事の選任	ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。				
			(3)監事監査基準	監査計画の関係者の通知に努める。				
			(4) 監査業務を支援するための体制整備	監事会の設置を検討する。				
			(5) 常勤監事の設置	ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。				
	2-4	評議員会	(1)諮問機関としての役割	ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。				
			(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努める	ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。				
			(3) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。	ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。				
			(4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をする。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討する。	ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。				
	2-5	評議員	(1)評議員の選任	ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。				
			(2)評議員への研修機会の提供と充実	ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。				
大項目	第3章	章 教学ガバナンス(権限・役割の明確化)						
中項目	3 – 1	学長	(1) 学長の責務(役割・職務範囲)	ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。				
			(2) 学長補佐体制(副学長・学部長の役割)	ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。				
	3 – 2	大学運営会議	(1) 大学運営会議の役割	ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。				

	3-3 孝	教授会	(1) 教授会の役割(学長と教授会の関係)	ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。		
大項目	第4章 公	公共性・信頼性(ステークホルダーとの関係)				
中項目	4-1	学生に対して	(1) 学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針(ポリシー)を明確に し、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にする。	ガバナンス・コードのとおり、取り組む。		
	1 — 2 ±	教職員等に対して	(1)教職協働	ガバナンス・コードのとおり、取り組む。		
	4-2 9		(2) ユニバーシティ・ディベロップメント: UD	ガバナンス・コードのとおり、取り組む。		
	1 _ 2 ½	社会に対して	(1)認証評価及び自己点検・評価	ガバナンス・コードのとおり、取り組む。		
	4 0 1		(2) 社会貢献・地域貢献	ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。		
	1 — 1 f	危機管理及び法令遵守	(1)危機管理のための体制整備	ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。		
	4 4)		(2)法令遵守のための体制整備	常設窓口の設置を検討する。		
大項目	第5章 造	第5章 透明性の確保(情報公開)				
中項目		情報公開の充実	(1) 法令上の情報公開	ガバナンス・コードのとおり、取り組んでいる。		
	5 — 1 🕆		(2) 自主的な情報公開	最大限の公開に努める。		
			(3)情報公開の工夫等	ガバナンス・コードのとおり、取り組む。		